

個人事業税は簡単・便利な口座振替に！

県税の個人事業税は、電話料金等と同様に預金口座から振替による納税ができます。

納税を忘れて延滞金がかかる心配もなく、納期のつど金融機関に出向く手間も省けて大変便利です。是非ご利用ください。（8月に通知があり納期限が8月末日及び11月末日のものが対象です。）

1. 振替預金口座は課税された本人名義に限ります。なお、県内の金融機関（ゆうちょ銀行・郵便局を除く）の預金口座をご利用できます。（詳しくは、別紙「口座振替収納取扱店一覧」をご確認ください）
※口座振替依頼書は総合県税事務所もしくは各金融機関にあります。
2. 記入例を参考に記入押印のうえ、指定口座のある金融機関又は県税事務所へ提出してください。
3. 8月末日及び11月末日（土日の場合は翌営業日）に金融機関で自動的に振替をします。
振替額は8月に送付する納税通知書でご確認ください。
4. 振替後、ご希望の方には領収書を郵送します。（事前連絡が必要です。）

※ 資金不足、口座誤り等で振替が出来なかった場合は、後日納付書を郵送しますので、そちらで納付をお願いします。（延滞金がかかることがあります。）

※ 口座振替を中止・変更をする場合は別途手続きが必要になりますので下記までご連絡ください。

<お問い合わせ先> 〒406-8601 山梨県笛吹市石和町広瀬785 東八代合同庁舎

山梨県総合県税事務所 総務管理課 管理担当 電話 055-261-9112・9113